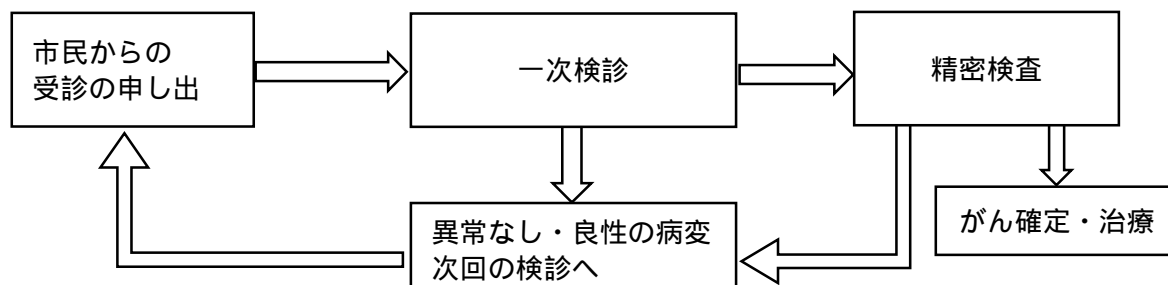


佐世保市子宮頸がん検診業務委託仕様書

本契約に基づく子宮頸がん検診については、次の通り実施すること。

○がん検診の流れ



下の ～ の各項目について、カッコ内の項番に示す内容により実施する。

一次検診の実施

- 検診対象者かどうか確認すること（項番「 1 , 2 , 3 」）
- 受診者から負担金を徴収すること（項番「 4 」）
- 一次検診を実施すること（項番「 5 , 6 」）
- 一次検診の結果を受診者に通知すること（項番「 7 」）

精密検査の実施

- 精密検査を実施すること（項番「 9 」）

報告・委託料の請求

- 検診結果を市へ報告し、委託料を請求すること（項番「 8 , 11 」）

その他の事項

- 記録を保管すること（項番「 10 」）
- 精度管理に努めること（項番「 12 」）
- 仕様書に定めがないものの取扱い（項番「 13 」）

1 . 検診の対象者

- 佐世保市に住民票がある 20 歳以上の女性
やむを得ない事情により住民票を佐世保市に異動できない方への実施も可。
その場合は健康づくり課に問い合わせて確認すること。

2 . 検診の対象者の例外

次のいずれかに該当する場合は、佐世保市子宮頸がん検診の対象とはならない。

「 3 . 対象者の確認方法について」に従い、十分に確認をすること。

- (1) 子宮疾患などで治療中あるいは定期観察中の者
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律第 7 条に規定する医療保険各法に基づく健康保険組合等並びに事業所・施設等が保健事業・福利厚生等として実施する子宮頸部の細胞診を受けることができる者（やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。）
- (3) 年度内（ 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日）に佐世保市子宮頸がん検診を受診済みである者

3. 対象者の確認方法について

次の方法で実施する。

- (1) 受診者への聞き取り
- (2) 各種被保険者証など
- (3) 佐世保市子宮がん検診カルテ（自院で保管している分のみ）

不明な点がある場合は、健康づくり課に問い合わせができる。

（平日 8 時 30 分から 17 時 15 分の間に限る）

上記（1）～（3）の確認をせず「2. 検診の対象者の例外」に該当するものに検診をした場合、委託料を支払えないこととなるので十分注意すること。

4. 受診者の負担金

受診者の負担金は次のとおり。実施医療機関で徴収する。

検査内容	年齢	受診者の負担金
子宮頸部細胞診	20～69歳	1,600円
	70歳以上	800円
子宮頸部＋体部細胞診	20～69歳	2,400円
	70歳以上	1,200円

ただし、次に該当する方は、上記にかかわらず負担金は無料。

佐世保市国民健康保険加入者

生活保護受給者

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付の受給者

節目検診の対象とする者（実施年度の4月1日現在、40歳・50歳・60歳の者）

医療機関窓口において各種証明書等を確認すること。

市への報告の際に、確認した証明書等（コピー可）を併せて提出すること。

5. 検診実施方法

検診項目は、問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診とし、必要に応じてコルポスコープ検査を行う。器具は消毒を十分におこない、感染防止に努めること。

1 問診

妊娠及び分娩歴、月経の状況、不正性器出血等の症状の有無、過去の検診状況等を聴取すること。

問診等の結果、最近6月以内に

- (ア) 不正性器出血（一過性の少量の出血、閉経後出血等）
- (イ) 月経異常（過多月経、不規則月経等）
- (ウ) 褐色帯下

のいずれかの症状を有していたことが判明した者に対しては、子宮体部がんの有症状者である疑いがあるので、第一選択として、十分な安全管理のもとで多様な検査を実施することができる医療機関の受診を勧めること。

ただし、引き続き子宮体部の細胞診（子宮内膜細胞診）を実施することについて本人が同意する場合には、子宮頸部がん検診に併せて引き続き子宮体部の細胞診を行う。

不正性器出血は、いわゆる不正出血、閉経後出血、不規則月経、下着に付着した染み程度の赤色斑点（スポッティング）、一時的な少量の出血、褐色帯下等出血に起因するすべての状態を含む。

2 視診

膣鏡を挿入し、子宮頸部の状況を観察する。

3 細胞診

(1) 子宮頸部の細胞診

子宮頸管及び膣部表面の全面擦過法によって十分で適切な検体を採取し、直接塗抹法または液状処理細胞診法により各々適切な検体処理の後、パパニコロウ染色を行い顕微鏡下で観察する。子宮頸部の細胞診の結果は、細胞診ベセスダシステム(NILM・ASC-US・ASC-H・LSIL・HSIL・SCC・AGC・AIS・Adenocarcinoma・Other malign)によって分類し、精密検査の必要性の有無を決定する。

(2) 子宮体部の細胞診

吸引法又は擦過法によって十分で適切な検体を採取し、迅速に固定した後、パパニコロウ染色を行い顕微鏡下で観察する。子宮体部の細胞診の結果は、「陰性」「疑陽性」及び「陽性」に区別する。

判定結果が「疑陽性」及び「陽性」のものは「要精検」とし、「陰性」のものは、その他の臨床症状を勘案し精密検査受診の要否を決定するが、精密検査受診の必要がない場合は「精検不要」とし、それぞれ次の内容の指導を行う。

ア 子宮体部の細胞診「要精検」と区別された者

精密検査を受診するよう指導する。

イ 子宮体部の細胞診「精検不要」と区別された者

翌年の検診受診を勧めるとともに、日常生活において不正性器出血等にご注意するよう指導する。

4 内診

双合診を実施する。

6 . 細胞診に関する精度管理

検体の顕微鏡検査は、十分な経験を有する医師及び臨床検査技師を有する専門的検査機関において行う。この場合において、医師及び臨床検査技師は日本細胞学会認定の細胞診専門医及び細胞検査士で、複数の者による検査が行われることが望ましい。

7 . 受診者への結果通知

検診の結果は、一次検診実施機関から受診者に速やかに通知する。

1 子宮頸部の検診結果

精密検査の必要性を附し受診者へすみやかに知らせること。

2 子宮体部の検診結果

子宮体部細胞診の結果及びその他臨床症状等を総合的に判断して、精密検査の必要性の有無を決定し、受診者に速やかに知らせること。

精密検査が必要な方については、適切な受診指導を実施すること。

8 . 市への報告・請求

次の書類をまとめて検査月の翌月20日までに報告すること

- がん検診(一次)委託料請求書 委託料の支払は一次検診のみ
- 受診者名簿(検診結果を記入すること)
- 佐世保市子宮がん検診カルテ

カルテは5枚複写となっている。

- 1枚目 医療機関保存用(検診実施機関で保管すること)
- 2枚目 受診者への通知用(受診者に渡すこと)

- 3 枚目 佐世保市報告用（請求書と共に佐世保市へ提出すること）
- 4 枚目 医師会報告用（医師会に提出すること）
- 5 枚目 検査機関用（専門的検査機関で保管すること）

9 . 精密検査の実施

精密検査機関は、十分な精密検査が可能な機関とする。

一次検診からの流れは次のとおり。なお、**精密検査は保険診療扱いとする。**

一次検診実施医療機関

子宮がん検診精密検査結果連絡票を作成して受診者へ渡し、精密検査の受診を勧める。

精密検査実施医療機関に子宮がん検診精密検査結果連絡票を提出するよう受診者に説明すること。

精密検査医療機関

検査実施後、精密検査の結果を受診者に説明し、子宮がん検診精密検査結果連絡票を用いて結果をすみやかに佐世保市に報告する。

佐世保市

精密検査実施医療機関から精密検査結果を受領後、佐世保市は一次検診実施医療機関と医師会へ子宮がん検診精密検査結果連絡票を用いて報告する。

10 . 記録の整備

検体及び検診結果及びカルテ等は、少なくとも5年間保存すること。

11 . 委託料の支払

委託料の支払は、一次検診が対象となる。

報告内容を佐世保市で確認した後、各医療機関に支払う。

佐世保市での確認の際、内容に疑義があった場合は、医療機関に対して電話等で照会をおこなう。

また、照会の結果、委託料を支払えないこととなる場合がある。

委託料支払の可否は下表のとおりとなるので留意すること。

例	医療機関での対象者確認	委託料の支払
年度内2回目の受診 （1回目と2回目の医療機関が同一の場合）		支払わない
年度内2回目の受診 （1回目と2回目の医療機関が異なる場合）		支払う
佐世保市に住民票がない者の受診	受診者への聞き取り、被保険者証などの確認を行った	支払う
	受診者への聞き取り、被保険者証などの確認を行っていない	支払わない
上記以外の場合		その都度協議する

12 . 精度管理について

がん検診の質の向上を図るため、事業評価を実施する。

佐世保市より事業評価のためのチェックリストを送付された際は必ず回答すること。また、チェックリストの内容は、厚生労働省から求められている基準である。がん検診の精

度向上のため、チェックリストの項目を満たした検診の実施に努めること。

13．その他

この仕様書にない案件等が生じた場合は、佐世保市と佐世保市医師会で協議を行い決定する。